

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
○大学改革等 ・規制改革の同時推進	内閣官房 文部科学省 総務省 人事院	国立大学教員等が産学官連携活動のために勤務時間内兼業を行うことについて、その政策的意義、公益性等について明らかにした上で、国立大学の法人化後における服務、勤務時間管理等に係る文部科学省の方針を踏まえて、例えば、学内の合議制の審査会で審査の上学長が許可するなど、一定の基準・手続の下で実施できるようにする(平成15年4月1日から実施)。			平成15年4月1日から実施

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(1) 持続的な経済成長を実現するために「広く薄く簡素に」の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。法人に対する課税については、その実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討する。その一環として、法人事業税の外形標準課税について、「改革と展望」に示した考え方に沿って検討する。研究開発投資やIT投資等を税制でも促進できるよう検討する。金融資産課税の見直しと有効利用を促す土地税制を検討する。(再掲)</p>	<p>財務省・総務省</p>	<p>・平成15年度税制改正において、 ①研究開発・設備投資減税の集中・重点化、 ②金融・証券税制の軽減・簡素化、 ③土地流通課税の大幅な軽減、を実施することとしている。</p> <p>・平成15年度税制改正において、資本金1億円超の法人を対象として、外形標準の割合を4分の1とする外形標準課税制度の導入を創設することとしている。</p>		<p>・法人税の負担水準の見直しについては、今後他の先進国との税率のバランスを踏まえ、所得税、消費税を含む税体系全体のあり方 の見直しの中で検討していく。</p>	<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
Ⅱ. 経済活性化に向けた構造改革加速策 1. 持続的な経済社会の活性化のための税制改革の推進 (1) 法人課税 経済のエンジンは企業の積極的な活動である。法人関係では研究開発やIT投資に対する減税等を実施する。法人税率の取扱いについては、マクロ経済の状況、国際的視野、税体系のあり方も勘案しつつ、引き続き検討する。	財務省・総務省・内閣府・経済産業省・環境省・厚生労働省	・平成15年度税制改正において、研究開発減税として、試験研究費の総額に係る特別税額控除の創設、産官学連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設、中小企業技術基盤強化税制の拡充を行うとともに、設備投資減税として、ソフトウェアを含むIT投資促進税制・開発研究用設備の特別償却制度の創設等を実施することとしている。			①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。
(4) 土地税制 都市再生等、土地の有効利用の促進に資するため、土地税制の見直しを行う。	財務省・総務省	平成15年度税制改正において、土地流通課税の大幅な軽減を行うこととしている。			①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。

<p>(5) 金融・証券税制 株式に係る課税の簡素化や貯蓄から投資への改革のための金融・証券税制の大胆な見直しを行う。</p>	<p>財務省・総務省・経済産業省</p>	<p>・平成15年度税制改正において、エンジェル税制について、現行の優遇措置を拡充するとともに、新たに、ベンチャー企業(特定中小会社)への投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除する等の措置を講ずることとしている。 ・平成15年度税制改正において、上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益について、20%源泉徴収で納税が完了する仕組み(申告不要)を導入するとともに、今後、5年間10%の優遇税率を適用する。また、公募株式投資信託の償還(解約)損と株式等譲渡益との通算を可能とすることとしている。</p>			<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。</p>
<p>(6) 中小企業税制 活力ある中小企業の経営基盤を強化するため、中小企業税制の見直しを行う。</p>	<p>財務省・総務省・内閣府・経済産業省・環境省・厚生労働省</p>	<p>・平成15年度税制改正において、研究開発減税として、試験研究費の総額に係る特別税額控除の創設、産官学連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設、中小企業技術基盤強化税制の拡充を行うとともに、設備投資減税として、ソフトウェアを含むIT投資促進税制・開発研究用設備の特別償却制度の創設等を実施することとしている。</p>			<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。</p>

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
IT化に伴ない重要性を増しているソフトウェアの取引の一層の競争推進を図るため、ソフトウェアライセンス契約等の独占法上の考え方を明確化する。	公正取引委員会	平成13年8月から学識経験者及び実務家からなる「ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会」を開催し、ソフトウェアライセンス契約等の独占禁止法上の考え方を検討。平成14年度末までに計7回の研究会を開催し、研究会の報告書「ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方」を公表した（平成14年3月）。	近年の情報通信技術（IT）の進展に伴い、企業の事業活動における重要性が増しているソフトウェアに係る取引について、独占禁止法上の考え方の明確化を図った。	引き続き、知的財産権に関連する取引等について、独占禁止法上の考え方の明確化を図っていく必要がある。	①第156回国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降 今後も知的財産権に関する独占禁止法上の考え方の明確化を一層進めることとする。
放送と通信の融合の進展を踏まえ、競争を促進する観点から、独占禁止法のガイドラインの策定など必要な措置について検討を行い、14年度内に結論を得る。	公正取引委員会	「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会」を開催し、その中でインターネット等のネットワークを利用した映像コンテンツ等の提供に関する独占禁止法上の考え方について検討を行い、その検討結果を報告書として公表予定（平成15年3月）。			

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>経済産業省は、引き続き電力・ガスの公正かつ透明性の高い供給システムを実現するため、小売の自由化範囲の拡大などの規制改革の徹底を図る。また、経済産業省及び公正取引委員会は引き続き協力して公正な競争環境の整備を図る。</p>	<p>公正取引委員会</p>	<p>我が国電気事業制度の在り方については、平成13年11月より総合資源エネルギー調査会電気事業分科会を開催し、また、ガス事業制度の在り方については、平成14年9月より同調査会都市熱エネルギー部会を開催し、幅広く御審議いただいたところであり、それぞれ本年2月に答申が取りまとめられ、大臣に報告がなされた。</p> <p>また、同分科会及び同部会には公正取引委員会も参加する等、電気事業分野及びガス事業分野における公正な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会は必要な連携を図っている。</p>	<p>電力・ガス事業制度改革については、エネルギーの安定供給の確保と環境への適合を図り、これらの政策目的を十分考慮しつつ、経済構造改革を推進することが重要との結論に達したところ。</p> <p>具体的には、</p> <p>①電力の広域的な流通の円滑化のための環境整備</p> <p>②公平性・透明性確保によるネットワーク管理部門の発電事業者等に対する調整機能の確保</p> <p>③特に電力について、発送配販の一貫体制の維持や卸電力市場の整備など、原子力を含む安定的な電源開発の推進のための環境整備等</p> <p>④ガスについては、導管網の円滑な整備を促進するための環境整備と有効利用のための仕組みの充実、市場活性化を図るための大口供給・卸供給に係る規則の見直し等を図りつつ、これらの結果、安定供給や環境への適合が図られる範囲内で小売自由化範囲拡大を進めていくことが適当であるとの結論を得た。</p>	<p>電事業分科会及び都市熱エネルギー部会の報告書に基づき、詳細な制度設計に取り組む。</p>	<p>①第156回国会会期末 電気事業法及びガス事業法の改正を行う。</p> <p>②平成15年末</p> <p>③それ以降</p> <p><電気></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年 現行制度の下で、500kW以上の高圧需要家まで電力小売自由化範囲拡大 ・平成17年 新制度の下で、50kW以上の全ての高圧需要家まで電力小売自由化範囲拡大 ・平成19年 家庭用も含め、50kW未満の需要家に対する全面自由化について、検討開始予定 <p><ガス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年 新制度の下で、年間使用量50万m3以上の需要家まで小売を自由化・平成19年 年間使用量10万m3以上の需要家まで小売を自由化

ホ. その他の制度改革

<p>公正取引委員会は、新たな環境変化に対応し、平成14年度から、知的財産権、電子商取引等に関する独占禁止法上の考え方の明確化を一層進める。</p>	<p>公正取引委員会</p>	<p>(知的財産権関係) デジタルコンテンツの取引等に係る競争政策上の課題について検討するため、平成14年6月より、有識者から成る「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会」を開催。平成14年度末までに計9回の研究会を開催し、「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会」の報告書を公表予定(平成15年3月)。 (電子商取引関係) 公正取引委員会は、インターネット・サーフ・デイ、電子商取引監視調査システム等により収集した問題事例を検討する等により、最近のBtoC取引をめぐる環境の変化、インターネットに関する苦情・相談の傾向等を踏まえ、BtoC取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図るとの観点から、平成14年6月、BtoC取引における表示について、景品表示法上の問題点を整理し、具体的な問題事例を例示するとともに、事業者に求められる表示上の留意事項を取りまとめた「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法の問題点と留意事項」を公表した。</p>	<p>(知的財産権関係) コンテンツ取引等に関する今後の競争政策上の課題を明らかにし、コンテンツの制作、流通に係る独占禁止法上の考え方について明確化を図る予定。 (電子商取引関係) 平成14年8月から運用を開始している電子商取引監視調査システムを通じて電子商取引調査員から報告のあった508サイトのうち、問題となる表示が見受けられた108サイトの管理者に対し啓発メールを送信し、表示の適正化を図った。</p>	<p>(知的財産権関係) 引き続き、知的財産権に関連する取引等について、独占禁止法上の考え方の明確化を図っていくことが必要である。 (電子商取引関係) 電子商取引の適正化のためには、電子商取引監視調査システムによるインターネット上の広告表示の監視体制をより充実させる必要がある。</p>	<p>(知的財産権関係) ①第156回国国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降 今後も知的財産権等に関する独占禁止法上の考え方の明確化を一層進めることとする。 (電子商取引関係) 平成15年度は電子商取引調査員を80名に増員し、更に監視体制を強化。また、今後とも電子商取引監視調査システムの運用等により、電子商取引における表示に対する常時監視を継続し、景品表示法に違反する事実が認められた場合は法的措置を講じるなど厳正に対処するとともに、留意事項に照らして問題が認められたサイトについては、啓発メールを送信する。</p>
--	----------------	---	--	---	--